

年金裁定請求書を事前送付しています

送付対象者は

事前送付の対象者は、社会保険業務センターが管理する年金加入記録により、老齢基礎年金の受給資格要件（注）が確認できた方です。

（注）老齢基礎年金を受けるためには、原則として厚生年金・共済組合の加入期間・国民年金の保険料納付済期間（第3号被保険者期間含む）・国民年金の保険料免除・猶予期間などを合計して、25年以上あることが必要です。

よく確認のうえ

裁定請求書には、基本事項（基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所）及び年金加入記録が印字されています。同封されている「年金を請求されるみなさまへ」をよく確認のうえ、必要事項を記入し、必要書類を添付して、お近くの社会保険事務所または年金相談センターに提出してください。なお、記入誤りや必要書類に漏れなどがありますと、年金の支払いが遅れることがありますので、ご注意ください。特に、戸籍・住民票は、60歳または65歳の誕生日の前日以降の発行である必要があります。

はがきでのご案内

また、60歳到達後に年金を受ける権利が発生する方には「老齢年金のお知らせ」、受給資格要件が確認できない方には「年金加入期間の確認について」のはがきを60歳になる月の3ヶ月前にお送りします。

60歳または65歳になる月とは？

いずれも誕生日の前日の属する月になります。

なお、厚生年金の加入期間が12ヶ月以上ある方は、60歳から特別支給の老齢厚生年金が受けられますので、60歳になる月の3ヶ月前にお送りします。

厚生年金の加入期間が12ヶ月未満の方や国民年金のみ加入されていた方は、65歳になる月の3ヶ月前にお送りします。

年金裁定請求書の事前送付は

サービス向上と請求漏れをなくすため、60歳または65歳になる月の3ヶ月前に裁定請求書をお送りするようにしています。

詳しくは、年金ダイヤル（0570・051165）または、岡谷社会保険事務所（023・3661）へお問い合わせください。

国保だより

No. 61



転医はかかりつけ

医に相談を

転医すると同じ話を何度もしたり、検査も繰り返すこととなり、その分、医療費も多くなかかります。日頃から信頼のできる、かかりつけ医がいれば安心です。

窓口で支払った医療費の記録を保管し、確定申告に役立てましょう。

医療機関の窓口で支払ったお金の領収書は大切に保管し、その医療費を記録しておきましょう。領収書等が保管されていれば、所得金額に応じて所得税の医療費控除が受けられます。

社会保険等の

扶養について

現在、国民健康保険に加入されている方でも、支給されている恩給や遺族年金等の非課税所得とその他の所得の合計金額によっては、社会保険等の被扶養者として認定を受けられ、社会保険に加入できません。

次の基準を参考に、被扶養資格の有無を判断していただき、扶養になるための手続きをしていただきますようお願いいたします。

遺族年金等を含めた年収合計が130万円未満。（60歳以上又は障害者の場合180万円未満）

主として被保険者の収入で生計を維持している。

の年収合計が扶養してくれる方の年収の半分未満等。

【お問い合わせ】

住民福祉課国保年金係

☎62・9111

（有）9111

